

西東京市国民健康保険財政健全化計画の改定の概要

資料 1
令和6年10月22日
第1回運営協議会

①計画見直しの背景【修正】

- 令和3年度及び令和5年度は保険料率の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大、物価高騰、西東京市国民健康保険運営協議会の答申の付帯意見などを踏まえ、保険料率を据え置きとした。
- そのため、令和6年度中に計画を見直し、令和7年度以降、計画的・段階的に赤字の削減・解消を進めるため、令和6年度に計画を見直すこととする。

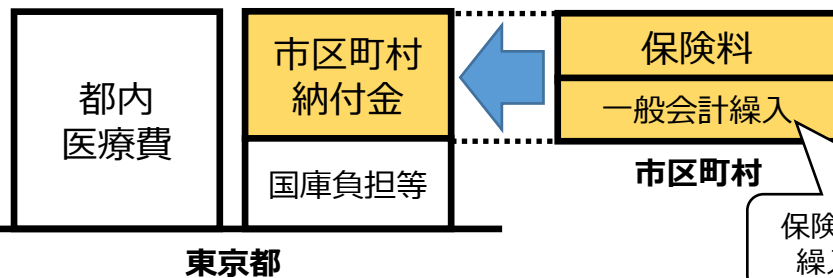
②法定外一般会計繰入の削減・解消の目標【修正】

- 計画期間は、令和7（2025）年度から令和21（2039）年度までの15年間とする。
- 保険料率の改定に当たっては、保険料負担が急激に増加しないよう配慮する必要がある。そのため、保険料率をあらかじめ定めるのではなく、改定年度の被保険者数の推計や、一般会計繰入の見込み、事業費納付金、標準保険料率等の数値に基づき保険料率（均等割：所得割）案を作成し、運営協議会の審議を経て、令和8年度から2年ごとに改定を行う。

③法定外一般会計繰入の削減・解消に向けた具体的な取組【修正】

- 目標収納率については、「東京都国民健康保険運営方針」（令和6年2月改定）を踏まえ、前年度の現年分収納率実績より、毎年度0.1～0.5%向上させることを目指す。
- 収納率の向上に向けては、積極的に口座振替の推奨を行うとともに、納付催告に応じない被保険者に対しては、財産調査の結果に応じて滞納処分や執行停止等の徴収事務を適切に行う。

◆法定外一般会計繰入のイメージ



◆保険料率の算定の考え方（国民健康保険法施行令第29条の7）

- 保険料 = 均等割総額 + 所得割総額
(均等割：所得割 = 1：被保険者の所得水準)
- 均等割額 = 均等割総額 ÷ 被保険者数（推計）
- 所得割率 = 所得割総額 ÷ 全被保険者の総所得金額等の合計（推計）

保険料の一部を一般会計からの繰入で負担（法定外繰入）

その他参考資料として、本市の被保険者数や所得、一般会計繰入金、事業費納付金等の年度別推移を掲載し、現状と今後の方向性を示す。

西東京市国民健康保険財政健全化計画(年次計画)(案)

◆令和6年度の法定外一般会計繰入金額（予算ベース） 21.1億円

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
標準料率割合		70%	70%	75%	75%	80%
法定外繰入	20.8億円	17.9億円	17.9億円	15.6億円	15.6億円	13.3億円
削減目標額		2.9億円		2.3億円		2.3億円

年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
標準料率割合	80%	85%	85%	90%	90%	95%
法定外繰入	13.3億円	10.6億円	10.6億円	7.6億円	7.6億円	4.6億円
削減目標額		2.7億円		3.0億円		3.0億円

年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度
標準料率割合	95%	100%	100%
法定外繰入	4.6億円	1.5億円	1.5億円
削減目標額		3.1億円	

- 保険料率は、令和8年度から2年ごとの改定とし、改定年度には、東京都から示された令和6年度標準保険料率の達成率を目標値として設定
- 支援金等分均等割額の急激な増額を防ぐため、R8は50%、R10は70%、R12は70%、R14は80%の達成率とする。
- 計画期間中、毎年度財政健全化の取組（保険料収納・交付金の獲得等）を進めるとともに、保険料率の改定年度は保険料の増収による法定外一般会計繰入の削減を図る。